

第14号

定価一年間300円
組合員の購読料は
組合費に含む



発行

檜山教職員組合

〒043-0056 江差町字陣屋町86-1
Tel 0139(52)0858 FAX(52)1490
発行責任者 石橋英敏
E-mail: hiyamakyoso@proof.ocn.ne.jp

2020年度定員・教育予算に関する交渉

切実



教育長との最終交渉=1月24日

2020年度定員・教育予算に関し、1月に3次にわたり道教委交渉が重ねられ、24日には佐藤嘉大教育長との最終交渉が行われました。

佐藤教育長の回答(概要)

- 教員の欠員 教員が心身ともに健康で、子どもたちの指導に専念できる環境づくりが大変重要。多くの方々に教員を希望してもらえるよう、働き方改革を進めるとともに教員免許保有者含め北海道で働くことの魅力ややりがいを発信するなど確保に取り組みたい。
- 割振り拡大 「対外運動競技等の当番校業務及び事前準備業務」を新たに対象業務に加え、制度が積極的に導入され、適切に運用されるよう市町村教委や校長にたいわい周知したい。
- 勤務時間「上限指針」 教職員の長時間勤務の解消は喫緊の課題であることから、給特法改正や指針の趣旨を踏まえ、適切に対応したい。勤務条件に関することは(組合と)話し合っていきたい。
- 超勤解消 教員が質の高い教育を行うため、教員の業務負担を軽減し、長時間勤務を解消することが喫緊の課題だと認識する。管理職や一般教員から直接、実情を聞き取りとともに、市町村教委や学校での取組の検証を行いながら、教員の健康及び福祉の確保が図られるよう「アクション・プラン」に掲げる具体的な取組を着実に実行し、業務削減や教育環境の整備を進めたい。

割振り対象業務拡大「競技等当番校」

学校と教職員をめぐる困難な実態を反映し、交渉課題は多岐にわたりました。関係法の改正を受け、自治体で働く臨時・非常勤職員等の多くが「会計年度任用職員」に移行する制度となり、今年4月から始動します。交渉では、道立学校で働く当該職員の処遇が課題とされましたが、詳細が明らかにならなかったため、「早急に具体的条件を示し協議するよう」強く求めました。支給要件が「3時間程度」となった一方で減額された部活動指導手当について、同じ要件で三千六百円に戻すよう要求しましたが、「国の基準を基本」として受け入れられませんでした。再任用制度について、寒冷地手当の支給や賃金格差の是正を求めましたが、「人事委員会勧告を尊重」との回答に留まりました。

休暇制度改善などは「国の状況」に合わせ「困難」

やりがいがある仕事らしい働き方

学校と教職員をめぐる困難な実態を反映し、交渉課題は多岐にわたりました。関係法の改正を受け、自治体で働く臨時・非常勤職員等の多くが「会計年度任用職員」に移行する制度となり、今年4月から始動します。交渉では、道立学校で働く当該職員の処遇が課題とされましたが、詳細が明らかにならなかったため、「早急に具体的条件を示し協議するよう」強く求めました。支給要件が「3時間程度」となった一方で減額された部活動指導手当について、同じ要件で三千六百円に戻すよう要求しましたが、「国の基準を基本」として受け入れられませんでした。再任用制度について、寒冷地手当の支給や賃金格差の是正を求めましたが、「人事委員会勧告を尊重」との回答に留まりました。

学校と教職員をめぐる困難な実態を反映し、交渉課題は多岐にわたりました。関係法の改正を受け、自治体で働く臨時・非常勤職員等の多くが「会計年度任用職員」に移行する制度となり、今年4月から始動します。交渉では、道立学校で働く当該職員の処遇が課題とされましたが、詳細が明らかにならなかったため、「早急に具体的条件を示し協議するよう」強く求めました。支給要件が「3時間程度」となった一方で減額された部活動指導手当について、同じ要件で三千六百円に戻すよう要求しましたが、「国の基準を基本」として受け入れられませんでした。再任用制度について、寒冷地手当の支給や賃金格差の是正を求めましたが、「人事委員会勧告を尊重」との回答に留まりました。

学校と教職員をめぐる困難な実態を反映し、交渉課題は多岐にわたりました。関係法の改正を受け、自治体で働く臨時・非常勤職員等の多くが「会計年度任用職員」に移行する制度となり、今年4月から始動します。交渉では、道立学校で働く当該職員の処遇が課題とされましたが、詳細が明らかにならなかったため、「早急に具体的条件を示し協議するよう」強く求めました。支給要件が「3時間程度」となった一方で減額された部活動指導手当について、同じ要件で三千六百円に戻すよう要求しましたが、「国の基準を基本」として受け入れられませんでした。再任用制度について、寒冷地手当の支給や賃金格差の是正を求めましたが、「人事委員会勧告を尊重」との回答に留まりました。

学校と教職員をめぐる困難な実態を反映し、交渉課題は多岐にわたりました。関係法の改正を受け、自治体で働く臨時・非常勤職員等の多くが「会計年度任用職員」に移行する制度となり、今年4月から始動します。交渉では、道立学校で働く当該職員の処遇が課題とされましたが、詳細が明らかにならなかったため、「早急に具体的条件を示し協議するよう」強く求めました。支給要件が「3時間程度」となった一方で減額された部活動指導手当について、同じ要件で三千六百円に戻すよう要求しましたが、「国の基準を基本」として受け入れられませんでした。再任用制度について、寒冷地手当の支給や賃金格差の是正を求めましたが、「人事委員会勧告を尊重」との回答に留まりました。

学校と教職員をめぐる困難な実態を反映し、交渉課題は多岐にわたりました。関係法の改正を受け、自治体で働く臨時・非常勤職員等の多くが「会計年度任用職員」に移行する制度となり、今年4月から始動します。交渉では、道立学校で働く当該職員の処遇が課題とされましたが、詳細が明らかにならなかったため、「早急に具体的条件を示し協議するよう」強く求めました。支給要件が「3時間程度」となった一方で減額された部活動指導手当について、同じ要件で三千六百円に戻すよう要求しましたが、「国の基準を基本」として受け入れられませんでした。再任用制度について、寒冷地手当の支給や賃金格差の是正を求めましたが、「人事委員会勧告を尊重」との回答に留まりました。

勤務時間「上限指針」を告示

条例・規則への反映を求め教委へ通知

文科省

文科省は1月17日、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の職務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針(以下「指針」)を告示し、21日に「通知」を发出了しました。昨年1月に策定された「上限ガイドライン」を、給特法改正により法的根拠をもたせ、「格上げ」したものです。

その上で、1か月45時間、1年間360時間を時間外在校等時間の上限と規定。ただし、臨時的な特別の事情がある場合は、1か月100時間未満、1年間720時間以内まで認めます。時間外勤務が「自発的業務」とされてきたこれまでの扱いから見れば、実態を把握し長時間労働に一定の歯止めをかけようとする側面が見てとれます。一方で、時間外労働を「公認」し、場合によっては過労死ライン超の月100時間の労働も「免責」してしまう内容は深刻です。

「通知」はこの4月から施行するよう条例や規則への反映など必要な措置をとることを求めており、議論が急がれます。

学校と教職員をめぐる困難な実態を反映し、交渉課題は多岐にわたりました。関係法の改正を受け、自治体で働く臨時・非常勤職員等の多くが「会計年度任用職員」に移行する制度となり、今年4月から始動します。交渉では、道立学校で働く当該職員の処遇が課題とされましたが、詳細が明らかにならなかったため、「早急に具体的条件を示し協議するよう」強く求めました。支給要件が「3時間程度」となった一方で減額された部活動指導手当について、同じ要件で三千六百円に戻すよう要求しましたが、「国の基準を基本」として受け入れられませんでした。再任用制度について、寒冷地手当の支給や賃金格差の是正を求めましたが、「人事委員会勧告を尊重」との回答に留まりました。

学校と教職員をめぐる困難な実態を反映し、交渉課題は多岐にわたりました。関係法の改正を受け、自治体で働く臨時・非常勤職員等の多くが「会計年度任用職員」に移行する制度となり、今年4月から始動します。交渉では、道立学校で働く当該職員の処遇が課題とされましたが、詳細が明らかにならなかったため、「早急に具体的条件を示し協議するよう」強く求めました。支給要件が「3時間程度」となった一方で減額された部活動指導手当について、同じ要件で三千六百円に戻すよう要求しましたが、「国の基準を基本」として受け入れられませんでした。再任用制度について、寒冷地手当の支給や賃金格差の是正を求めましたが、「人事委員会勧告を尊重」との回答に留まりました。

学校と教職員をめぐる困難な実態を反映し、交渉課題は多岐にわたりました。関係法の改正を受け、自治体で働く臨時・非常勤職員等の多くが「会計年度任用職員」に移行する制度となり、今年4月から始動します。交渉では、道立学校で働く当該職員の処遇が課題とされましたが、詳細が明らかにならなかったため、「早急に具体的条件を示し協議するよう」強く求めました。支給要件が「3時間程度」となった一方で減額された部活動指導手当について、同じ要件で三千六百円に戻すよう要求しましたが、「国の基準を基本」として受け入れられませんでした。再任用制度について、寒冷地手当の支給や賃金格差の是正を求めましたが、「人事委員会勧告を尊重」との回答に留まりました。

学校と教職員をめぐる困難な実態を反映し、交渉課題は多岐にわたりました。関係法の改正を受け、自治体で働く臨時・非常勤職員等の多くが「会計年度任用職員」に移行する制度となり、今年4月から始動します。交渉では、道立学校で働く当該職員の処遇が課題とされましたが、詳細が明らかにならなかったため、「早急に具体的条件を示し協議するよう」強く求めました。支給要件が「3時間程度」となった一方で減額された部活動指導手当について、同じ要件で三千六百円に戻すよう要求しましたが、「国の基準を基本」として受け入れられませんでした。再任用制度について、寒冷地手当の支給や賃金格差の是正を求めましたが、「人事委員会勧告を尊重」との回答に留まりました。

(裏面に関連記事)

